

1 目標

歯科技工の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、歯科技工を通じ、歯科医療の発展に寄与する職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(育成を目指す資質、能力)

(1) 歯科技工について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。

(知識及び技術)

(2) 歯科技工に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(思考力、判断力、表現力等)

(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、歯科医療の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

(学びに向かう力、人間性等)

(1) 改訂の要点

- ① 今回の改定では、情報社会の進展、歯科技工を巡る状況や歯科技工に技術等の進歩などを踏まえ、歯科技工の各分野における専門性に関わる資質・能力を「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に基づいて示した。
- ② 今回の改定では、「見方・考え方」を働かせた学習活動を通して、目標に示す資質・能力の育成を目指す。

(2) 使用している言葉について

- ① 「歯科技工の見方・考え方」とは、歯科医療における歯科技工に関する事象を当事者の考えや状況、歯科技工物が生活に与える影響に着目して捉え、当事者による自己管理を目指して、適切かつ効果的な歯科技工と関連付けることを意味している。
- ② 「実践的・体験的な学習活動を行うことなど」とは、具体的な課題の発見・解決の過程で、調査、研究、実験を行ったり、作品を制作したりするなどの実践的な活動、産業現場等における実習などの体験的な活動を行うことが重要であることを意味している。

2 内容

(1) 〔指導項目〕について

今回の改定では、教科に属する全ての科目の「2 内容」においては〔指導項目〕として「(1)、(2)」などの大項目、「ア、イ」などの小項目を、柱書においては「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの力に整理した資質・能力を身に付けることを明確にしたものである。

(2) 科目構成

歯科技工科に属する科目の構成

「歯科技工関係法規」、「歯科技工学概論」、「歯科理工学」、「歯の解剖学」、「顎口腔機能学」、「有床義歯技工学」、「歯冠修復技工学」、「矯正歯科技工学」、「小児歯科技工学」、「歯科技工実習」、「歯科技工情報」、「課題研究」

- ① 科目数は従前と同じ12科目。
- ② 科目構成については、情報社会の進展、歯科技工を巡る状況や歯科技工技術等の進歩に対応し、体系的・系統的な知識と技術、課題を発見し合理的かつ創造的に解決する力、職業人に求められる倫理観、自ら学ぶ力、主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けた人材を育成する観点から構成。

3 指導計画の作成と内容の取扱いについて

(1) 改善事項

- ① 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにした。

(2) 指導計画作成上の配慮事項

- ① 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る。その際、歯科技工の見方・考え方を働かせ、見通しをもって実験・実習などを行い、科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図る。
- ② 各科目の指導に当たっては、できるだけ実験・実習を通して、实际的、具体的に理解させるようにする。
- ③ 地域や歯科技工所等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努める。

(3) 内容の取扱いと指導上の配慮事項

- ① 各科目の指導に当たっては、各種歯科材料、歯科技工用機械等の進歩を考慮して、科学的知識と技術の習得について、特に留意する。
- ② 各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習の効果を高めるようにする。

(4) 実験・実習を行うに当たっての配慮事項

- ① 実験・実習を行うに当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、学習環境を整えるとともに、事故防止や環境保全の指導を徹底し、安全と衛生に十分留意する。